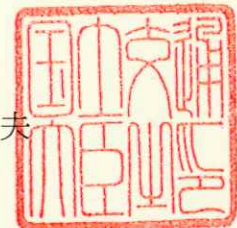


国海員第 1 8 7 号  
令和 5 年 8 月 1 7 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣  
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 3 7 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
栄喜建設株式会社	青森県八戸市大字白銀町字姥畑4番地の10
共栄マリン合同会社	兵庫県尼崎市昭和通四丁目117
徳島マリンワーク株式会社	徳島県阿南市椿町宮ヶ谷9番地2